

〇こども家庭庁告示第八号

子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第三十条の二十第三項の規定に基づき、特定乳児等通園支援に要する費用の額の算定に関する基準を次のように定め、告示の日から適用する。
令和八年四月一日
こども家庭庁長官 渡辺由美子

特定乳児等通園支援に要する費用の額の算定に関する基準
（通則）

第一条 特定乳児等通園支援（子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）以下「法」という。）第三十条の二十第一項に規定する特定乳児等通園支援をいう。以下同じ。）に要する費用の額は、次条に規定する基本単価に第三条の規定による加算を行う方法により算定するものとする。

第二条 基本単価（特定乳児等通園支援に係る事務費及び事業費を基に定める単価をいう。次条において同じ。）は、次の各号に掲げる法第三十条の十六に規定する乳児等支援給付認定子ども（申請中間期間（法第三十条の二十一第一項に規定する申請中間期間をいう。次条において同じ。）にあつては、支給対象小学校就学前子ども（法第三十条の十四に規定する支給対象小学校就学前子どもをいう。次条において同じ。）とし、乳児等支援給付認定保護者（法第三十条の十五第三項に規定する乳児等支援給付認定保護者をいう。次条において同じ。）が利用する特定乳児等通園支援に係るものをいう。以下この条及び次条において同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 満一歳未満の乳児等支援給付認定子ども 千七百元
- 二 満一歳以上満三歳未満の乳児等支援給付認定子ども 千四百円
（加算）

第三条 特定乳児等通園支援事業者（法第五十四条の三に規定する特定乳児等通園支援事業者をいう。以下この条において同じ。）が、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第四条第二項に規定する障害児に特定乳児等通園支援を提供する場合であつて、当該障害児に対して適切に特定乳児等通園支援を提供するための体制を確保しているときには、基本単価に六百円を加算するものとする。ただし、当該特定乳児等通園支援の利用について次項又は第三項の規定により加算する場合には、この限りでない。

2 特定乳児等通園支援事業者が、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（令和三年法律第八十一号）第二条第二項に規定する医療的ケア児に特定乳児等通園支援を提供する場合であつて、当該医療的ケア児に対して同条第一項に規定する医療的ケアを行う看護師等（保健師、助産師、看護師若しくは准看護師又は社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）附則第一条第二項に規定する喀痰吸引等研修の課程を修了した者をいう。）の配置その他により当該医療的ケア児に対して適切に特定乳児等通園支援を提供するための体制を確保しているときには、基本単価に二千五百円を加算するものとする。ただし、当該特定乳児等通園支援の利用について前項又は次項の規定により加算する場合には、この限りでない。

3 特定乳児等通園支援事業者が、乳児等通園支援（法第七条第十項に規定する乳児等通園支援をいう。以下この項において同じ。）を行う事業の実施その他により把握した保護者の養育を支援することが必要となり認められる子ども（第五項第二号ハにおいて「一要支援家庭子ども」という。）に特定乳児等通園支援を提供するため、市町村（特別区を含む。同号ロにおいて同じ。）、都道府県、児童相談所その他の関係機関との緊密な連携を図るときは、基本単価に六百円を加算するものとする。ただし、当該特定乳児等通園支援の利用について前二項の規定により加算する場合には、この限りでない。

4 特定乳児等通園支援事業者が、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（令和七年内閣府令第九十五号）第四条第一項に規定する面談（申請中間期間において法第三十条の十五第一項の認定に係る支給対象小学校就学前子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供しようとするときに、同令第四条第一項の面談に準じて面談を行う場合にあつては、当該面談）を効果的に行い、かつ、乳児等支援給付認定保護者が乳児等支援給付認定子どもについて、当該特定乳児等通園支援事業所（特定乳児等通園支援を行う事業を行う事業所をいう。以下この条において同じ。）において初めて特定乳児等通園支援を利用した後に、当該乳児等支援給付認定子どもの利用の状況等を当該乳児等支援給付認定保護者に伝達するための面談を行う場合には、次の各号に掲げる乳児等支援給付認定子どもは、次の各号に掲げる乳児等支援給付認定子どもに区分し、基本単価に当該各号に定める額を加算するものとする。ただし、申請中間期間において支給対象小学校就学前子どもは、特定乳児等通園支援の利用については、加算しない。

- 一 満一歳未満の乳児等支援給付認定子ども 千七百円の利用時間（当該乳児等支援給付認定子どもについての特定乳児等通園支援の利用については、法第三十条の二十第三項の規定（当該乳児等支援給付認定子どもが支給対象小学校就学前子どもである場合にあつては、法第三十条の二十一第二項の規定）により乗ずる時間をいう。以下この条において同じ。）で除して得た額
- 二 満一歳以上満三歳未満の乳児等支援給付認定子ども 千四百円の利用時間で除して得た額

5 特定乳児等通園支援事業者が、特定乳児等通園支援を利用する乳児等支援給付認定保護者について特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準第十二条第二項の規定による支払の額を減額した場合に、次の各号に掲げる当該乳児等支援給付認定保護者の区分に応じ、基本単価に当該各号に定める額（特定乳児等通園支援事業者が減額した額が当該各号に定める額を下回る場合には、当該減額した額）を加算するものとする。

- 一 特定乳児等通園支援のあつた月において生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第六条第一項に規定する被保護者である乳児等支援給付認定保護者 三百円
- 二 乳児等支援給付認定保護者（前号に掲げる者を除く。） 二百円

イ 乳児等支援給付認定保護者及び当該乳児等支援給付認定保護者と同じ世帯に属する者について特定乳児等通園支援のあつた月の属する年度（特定乳児等通園支援のあつた月が四月から八月までの場合にあつては、前年度。ロにおいて同じ。）分の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。ロにおいて同じ。）に係る法第三十条の四第三号に規定する市町村民税世帯非課税者である場合における当該乳児等支援給付認定保護者
ロ 乳児等支援給付認定保護者及び当該乳児等支援給付認定保護者と同じ世帯に属する者について特定乳児等通園支援のあつた月の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割（同法第二百二十八条の規定によつて課する所得割を除く。）の額（子ども・子育て支援法施行規則（平成二十六年内閣府令第四十四号）第二十一条に規定する規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。）を合算した額（乳児等支援給付認定保護者又は当該乳児等支援給付認定保護者と同じ世帯に属する者が地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を同項の指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして算定した額）が七万七千七百一円未満である場合における当該乳児等支援給付認定保護者
ハ その子どもが要支援家庭子どもである場合その他の市町村長（特別区の区長を含む。）が特に必要と認める場合における乳児等支援給付認定保護者

6 特定乳児等通園支援事業者が、特定乳児等通園支援を行う事業の用に供する建物を賃借しており、かつ、当該建物について賃料を支払っている場合には、基本単価に二百円を加算するものとする。ただし、当該特定乳児等通園支援事業所における特定乳児等通園支援の利用については、この項の規定により加算した額に利用時間を乗じた額の総額が、当該建物の一月当たりの賃料に既に達しているか、又は加算することによってこれを超えることになることを認めるときは、加算しない。

7 特定乳児等通園支援事業所が、次の各号に掲げる地域のいずれかに該当する地域に所在する場合には、基本単価に三百円を加算するものとする。

一 離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項の規定に指定された離島振興対策実施地域

二 奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第八十九号）第一条に規定する奄美群島

三 豪雪地帯対策特別措置法（昭和三十七年法律第七十三号）第二条第二項の規定により指定された特別豪雪地帯

四 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和三十七年法律第八十八号）第二条第一項に規定する辺地

五 山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）第七条第一項の規定により指定された振興山村

六 小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）第四条第一項に規定する小笠原諸島

七 半島振興法（昭和六十年法律第六十三号）第二条第一項の規定により指定された半島振興対策実施地域

八 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成五年法律第七十二号）第二条第一項に規定する特定農山村地域

九 沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第三条第三号に規定する離島

十 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和三年法律第十九号）第二条第一項に規定する過疎地域及び同法第三条第一項又は第二項の規定により同法第二条第一項に規定する過疎地域とみなして同法の規定を適用する地域

8 特定乳児等通園支援事業者が、乳児等支給給付認定保護者に対し、当該乳児等支給給付認定子どもについて当該特定乳児等通園支援事業所において特定乳児等通園支援を初めて利用した日が属する月の翌月以降の当該乳児等支給給付認定子どもの特定乳児等通園支援の利用に際し、各月において一回以上当該乳児等支給給付認定子どもの特定乳児等通園支援の利用の状況等を伝達し、かつ、当該乳児等支給給付認定保護者からの育児に関する相談に適切に応じ、必要な助言その他の援助を行う場合には、基本単価に千四百円を利用時間で除して得た額を加算するものとする。ただし、申請中間期間において支給対象小学校就学前子どもの特定乳児等通園支援の利用についてこの項の規定により加算した場合には、当該支給対象小学校就学前子どもに係る法第三十条の十五第一項の認定の効力が生じた日が属する月における同日以後の当該支給対象小学校就学前子どもの特定乳児等通園支援の利用については、加算しない。

（特定乳児等通園支援に要する費用の額の算定に関する基準の特例）

第四条 このも家庭庁長官は、緊急その他やむを得ない事由がある場合は、前各条の規定にかかわらず、このも家庭庁設置法（令和四年法律第七十五号）第六条に規定することども家庭審議会の意見を聴いた上で、特定乳児等通園支援に要する費用の額の算定に関する基準を別に定めることができる。